

学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修 校外《社会体験》研修実施要項

1 目的

10年目の学校栄養職員が、学校以外の企業や医療関係施設、福祉施設、保育施設等における諸活動を実際に体験することによって、学校教育以外の社会に視野を広げるとともに、多くの人々との触れ合いを通して人間としての幅を広げ、教職員としての資質の向上を図る。

2 期日 令和5年7月26日(水)～7月28日(金)

※ 原則として上記3日間で行うものとする。但し研修先の都合等により上記日程では不都合な場合、担当主事と相談の上、団体保険適用範囲期間内に限り、変更できるものとする（土・日は除く）。

3 内容 企業体験、医療施設体験、福祉施設体験、保育体験等

4 研修場所

- (1) 研修教員は、自ら企業や施設等の研修先を選定する。なお選定の際は、以下の点に留意すること。
- (2) 研修先での研究・研修が、教育課題の解決や授業実践等、教員としての実践的指導力の向上に役立つ内容であること。
- (3) 研修場所は原則として、勤務地又は自宅から10km以内の場所であること。

5 研修方法

- (1) 研修内容は、予め研修先と打ち合わせをしておく。
- (2) 日々の研修活動内容及び感想等を社会体験研修記録簿（社体様式6）に記入する。

6 手順

- (1) 研修教員の「**受け入れ依頼文書**」（社体様式1）を6月初旬までに研修先から受け取れるように事前に打ち合わせをしておく。
- (2) 同時に研修先から「**受け入れ承諾書**」（社体様式2）に印をもらい、総合教育センターに提出する。
- (3) 研修教員は事前に研修先と連絡を取り、勤務条件や就業規則等を確認し、**何を学ぶか**を明確にする。
「**社会体験研修計画書**」（社体様式4）「**施設について**」（社体様式5）を記入する。
- (4) 研修時の記録は「**社会体験研修記録簿**」（社体様式6）に1日1枚記録する（合計3枚）。
- (5) 研修終了後「**社会体験研修報告書**」（社体様式7）を記入し総合教育センターに提出する。

7 研修の心得

- (1) 初日の朝から研修先の日程に従い出勤すること。
- (2) 研修期間中の日程は研修先の日程に準ずること。
- (3) 研修の目的を自覚し、傍観的態度や指示待ちの姿勢ではなく、進んで活動に関わるようにすること。
- (4) 明るくあいさつし、言葉遣いに留意すること。
- (5) 研修先での諸体験活動については、留意事項を厳守し、事故がないように注意すること。
- (6) 研修場所に適した服装等とすること（服装・履物等について研修先と打ち合わせる）。
- (7) 各自で名札を準備し、着用すること。
- (8) やむを得ず遅刻・早退・欠勤をする場合は、事前に研修先の担当者に連絡すること。
- (9) 研修先でお世話になった方々へお礼をすること。

8 その他

- (1) 社会体験研修の3日間については、総合教育センターが一括して保険をかける。

*保険手続きのため、「承諾書」の提出は、提出期限を厳守すること。

- (2) 社会体験の各様式は、総合教育センターのホームページよりダウンロードする。

- (3) 提出文書は、下記の提出期限までに提出すること。

様式	文書名	校種／提出部数	提出先	提出期限	備考
社体 様式1	社会体験研修 受け入れ依頼	全校種 1部提出	各社会体験施設 所属長へ	6月16日(金)必着	
社体 様式2	受け入れ 承諾書	全校種 1部提出	総合教育センター 所長宛1部	6月16日(金)必着	
社体 様式3	社会体験研修 表紙	全校種 1部提出	総合教育センター 所長宛1部	10月2日(月)必着	社体様式3 ～7までま とめ、表紙を つけて提出。 *左上1カ所止め
社体 様式4	社会体験研修 計画書				
社体 様式5	社会体験研修 施設概要等				
社体 様式6	社会体験研修 記録簿				
社体 様式7	社会体験研修 報告書				